

広野町ふるさと創生大学通信 vol. 5

●平成29年度の広野町ふるさと創生大学卒業生です！



●「第4回広野町ふるさと創生大学」受講生から感想が寄せられましたのでご紹介いたします。
講義：『生き方を考える—今、なぜ「生き方塾」なのか』

講師：ジャーナリスト、福島県男女共生センター初代館長 下村満子 先生

- 禅の教え → 物理学からの根拠の説明がおもしろい。自分を見つめることが大切とあらためて感じた。
- 利他の心 → 日本人に欠けているものと感じた。
- 目に見えないものに価値があるということ。→ 自分にとって利益があるかどうかで価値を考えがちであるが、本当の心の豊かさというものを考え直してみたいと感じた。
- 判断は「人間として正しいかどうか」である。→ シンプルに考えることが人間らしい尊厳の根幹を追求していくことにつながると感じた。
- 今一度、広野(故郷)を見直すことの大切さを気づかされた。→ 見えないこと、もの大切さ。心こそ大切ということ。
- 地元力を信じること。→ 地方から小さくてもよいから何かを発信すること。
- 一瞬、一瞬が大切 → 自分の生活、時間の使い方が無駄な使い方をしていないことを反省した。

- 人生の決算は死ぬときに出る。→ 一生をかけて『真剣に生きる』ことが肝要であることを迫られた。他人とのことではなく、自分自身の生き様そのものを問い続けるようにしたい。
- 「心の復興」なくして、日本の再生はない → 人間は心を高め、喜びと感謝の心を持って、毎日ひたむきに生きることが大切である。
- 今の教育(子供の育て方)で何が大切であるか。→ 今の子どもたちを見てみると、自分自身を大切にしているが他者へのきびしさが表れている子供が多い。→ 今、何をすべきかを考えてほしい。
- 人間の評価とは、どんなものだろうか。→ 波の下部は大きく、波の大きさに関係していない。
- 人間は各自の役割を持って活動・行動することによって社会が成り立つ。→ 自分の役割を生かして(果たして)社会に貢献することが必要だとわかった。
- 人間として生きていくと、日常生活に埋没(或いは振り回され)してしまい、自分の存在意義を見失ってしまうことが多いので『座禅』などにより、心の柔軟体操をすることが大切と感じた。

問 生涯学習課(公民館内)
☎0240-27-3244

広野町社会教育委員委嘱状交付

平成29年12月7日広野町社会教育委員の委嘱状交付式があり、下記の7名の委員が委嘱され、議長、副議長が選出されました。

- 議長 田村弘一 ● 副議長 松本登志枝
- 大和田雅一 ● 鈴木すみ ● 吉田ゆかり
- 福羽由佳子 ● 高瀬永志

任期は平成29年12月1日～平成31年11月30日までです。



浅野教育長より田村弘一委員が代表で委嘱状を受領

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品を購入した場合は、その超える部分の金額(上限8万8千円)について、その購入費用について所得控除を受けることができる特例制度です。

●スイッチOTC医薬品

要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書などにセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示され、一部対象医薬品については、パッケージに対象である旨を示す識別マークが掲載されています。



スイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに記載の「対象品目一覧」で確認することができます。

●対象となる人

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている方

※一定の取組

- ①健康診査(人間ドック、医療保険者が行う各種検診)
- ②健康診査(生活保護受給者などを対象とする健康診査)
- ③予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種)
- ④定期健康診断(事業主検診)
- ⑤特定健診(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- ⑥がん検診

●控除額の計算方法

対象医薬品の購入費 - 12,000円
= 控除額(最高限度額88,000円)

●申告に必要な書類

- 1. 一定の取組を行ったことを証明する書類

※証明書類例

インフルエンザの予防接種→領収書
がん検診、定期健康診断、特定健康診査→

結果通知表

※結果通知表に勤務先名または保険者名のいずれかの記載がない場合、勤務先または保険者に証明を依頼してください。

一定の取組の証明方法について、詳しくは以下を参照ください。

一定の取組の証明方法について(厚生労働省ホームページ)

- 2. 領収書(その領収をした金額のうち、スイッチOTC医薬品購入費に該当するものの金額が明らかにされるものに限り)。

※注意点

従来の医療費控除との併用はできません。どちらかをご自身で選択して申告してください。

平成29年分の確定申告から、医療費控除について、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「医療費通知書」の添付によることもできるようになりました。

「医療費通知書」は、健康保険組合などから発行されます。国民健康保険に加入されている方で、期間内に受診実績のある方は、町から2ヶ月に一回発行されます。届いていない方は、健康福祉課までご連絡ください。

「医療費控除」の明細書の様式については、町民税務課の窓口にあります。

問 町民税務課 ☎0240-27-4160

広野町地域振興券の利用期限について

◆お手元に広野町地域振興券はありませんか？

地域振興券の利用期限は、平成30年1月31日(水)です。

◎必ず有効期間内にご利用ください。期限を過ぎた地域振興券は利用できません。

◎広野町商工会加盟の事業所や商店でご利用いただけます。

店舗によってはお取り扱いできない商品がありますので、事前に確認してください。

◎地域振興券は、利用できないものがあります。

例) 商品券、プリペイドカード、切手、たばこ、貴金属などの購入、パチンコ・パチスロ店、住居の大規模修繕・リフォームなど

※この地域振興券は、住民の早期帰還・生活再建やブランド・イメージ回復を目的として交付していますので、その趣旨を理解いただきご利用ください。

問 復興企画課

☎0240-27-2111(代表) ☎0240-27-1251(直通)
FAX0240-27-2212